

住宅用地にご活用ください

町の土地を売り払いしています

町では、住宅用地として土地10区画を売り払いしています。購入を希望される方は売り払い条件にしたがつてお申し込みください。（区画や価格などは表または地図参照）

◆売り払いの条件及び方法

- 1 羽幌町民で売買契約日から3年以内に住宅建設に着手できる方とします。
- 2 購入予定者が決定したら売買契約を行い、手付金として20万円を納めていただきます。
- 3 購入予定者が住宅建設のための建築確認申請または住宅資金の申し込みをした後、売払価格から手付金を差引いた残額を納めていただきます土地の所有権を移転します。

◆申込方法

役場財務課地籍管財係へ申込用紙を提出してください。申込用紙は財務課に用意してあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。土地の状況や区画の境界など、事前の現地確認も随時受け付けます。

◆申込期限

随時申し込みを受け付けています。

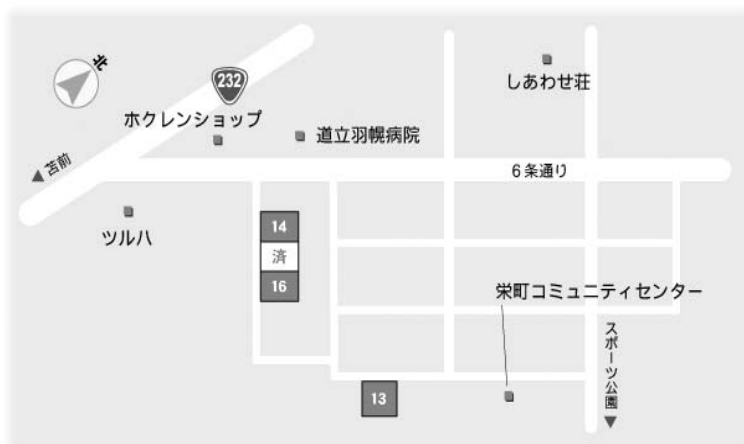
売り払う土地と価格

区画	所在	面積：㎡	坪	価格：円
2	南町4番地9	295.73	89.6	1,792,000
4	南町4番地12	296.25	89.7	1,546,000
5	南町4番地13	297.40	90.1	1,552,000
6	南町4番地14	298.53	90.4	1,558,000
7	南町16番地167	581.73	176.2	3,017,000
8	南町16番地168	425.77	129.0	2,328,000
10	南6条6丁目9番地1	382.57	115.9	3,098,000
13	栄町103番地43	509.56	154.5	2,791,000
14	栄町104番地33	413.67	125.3	2,150,000
16	栄町104番地35	418.40	126.7	2,174,000

番号がない区画は売り払い済みです。



南町（2・4・5・6・7・8）



栄町（13・14・16）



南6条6丁目（10）

☞ 申込・お問い合わせ 財務課地籍管財係 ☎ 62-1211